

広島県告示第千六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 名称

能美特定猟具使用禁止区域

二 区域

江田島市能美町地内の主要地方道高田沖美江田島線と市道能美西二号線の交点を起点として、同所から同市道を北方に進み市道高下一号線との交点に至り、同所から市道高下一号線を北東方に進み市道能美西一号線との交点に至り、同所から市道能美西一号線を北方に進み農道宗崎・湯田線との交点に至り、同所から同農道を北東方に進み最大干潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東方に進み旧能美町と旧大柿町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西方に進み主要地方道高田沖美江田島線との交点に至り、同所から同主要地方道を西方に進み市道能美東一号線との交点に至り、同所から能美東二号線を南東方に進み旧能美町と旧大柿町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西方に進み最大干潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西方に進み旧能美町と旧沖美町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域及び市道能美東第一号線と市道森林公園線の交点を起点として、市道森林公園線を南東方に進み真道森林公園界との交点に至り、同所から同境界を南方に進み、北方に進み永田川左岸との交点に至り、同所から同岸を北西方に進み市道能美東第一号線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

アンデルセン芸北一〇〇年農場特定猟具使用禁止区域

二 区域

北広島町西八幡原地内の太田川森林計画区北広島（西八幡原）三六〇林班界で囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

一 名称

高屋特定猟具使用禁止区域

二 区域

東広島市高屋町地内の主要地方道東広島本郷忠海線と一般県道造賀田万里線との交点を起点として、同所から一般県道を南方に進み市道中島小谷線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み市道中島溝口線との交点に至り、同所から市道中島溝口線を北西方に進み主要地方道東広島本郷忠海線との交点に至り、同所から同主要地方道を東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

一 名称

白滝山特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市因島大浜町地内の西瀬戸自動車道と一般国道三一七号との交点を起点として、同所から同自動車道を南西方に進み一般県道中庄重井線との交点に至り、同所から一般県道を北西方に進み一般県道西浦三庄田熊線との交点に至り、同所から一般県道西浦三庄田熊線を北東方に進み一般国道三一七号との交点に至り、同所から同一般国道を南東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

一 名称

山田川ダム特定猟具使用禁止区域

二 区域

世羅郡世羅町地内の主要地方道府中世羅三和線と町道中草田線との交点を起点として、

同所から同町道を北方に進み町道播磨東部線との交点に至り、同所から町道播磨東部線を東方に進み山田川ダムの堤体との交点に至り、同所から同堤体を南方に進み主要地方道府中世羅三和線との交点に至り、同所から同主要地方道を西方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器